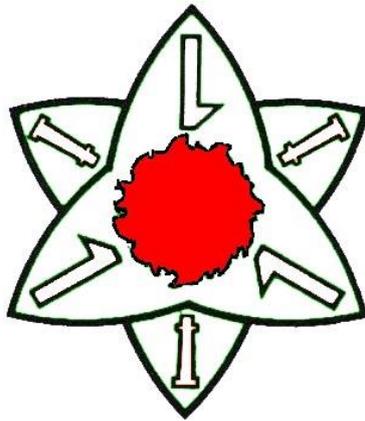


平成28年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944
(火災情報・休日夜間診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	平成28年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火行為者の状況	14
17	出火原因と損害額の状況	15
18	焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災	15
19	火災出動人員の状況	16
20	火災出動車両の状況	16
21	火災件数の推移	17
22	火災種別の推移	17
23	全国・山形県・組合の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	18
24	組合管内の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	18
	利用上の参考事項	19・20

1 はじめに

この火災統計は、平成28年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 平成28年中の火災状況

(1) 火災の概況

平成28年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は37件で、前年と比較し1件の減少となっています。組合発足以来2番目に少ない火災件数となっています。このうち、酒田市における火災件数は28件で、前年と比較し3件の増加、庄内町における火災件数は4件で、前年と比較し4件の減少、遊佐町における火災件数は5件で、前年と同数となっています。

火災損害額は、4,243万9千円となり前年と比較し、3億6,311万1千円の大幅な減少となっています。理由としては、前年は工場火災が2件発生し大きな損害が出たためです。

焼損棟数については48棟、焼損床面積は1,299㎡、焼損表面積は97㎡、り災世帯数は20世帯、り災人員は43人、死者は3人、負傷者4人となっています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が25件（全出火件数の68%）、車両火災が3件（全出火件数の8%）、その他の火災が9件（全出火件数の24%）となっており、前年と比較して、建物火災、車両火災ともに同数、その他の火災1件の減少となっています。

建物火災のうち、住宅火災は17件で建物火災の68%となっています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数37件を四季別に区分すると、春（3～5月）10件、夏（6～8月）6件、秋（9～11月）10件、冬（1・2・12月）11件となっており、春季と秋季それぞれ1件、冬季は3件の増加はあったものの、夏季の火災件数は前年と比較し6件の減少となりました。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は3人で前年と同数、負傷者は4人で前年と比較し1人の減少でした。負傷者については、消火活動中及び避難途中で火傷を負ったものとなっています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「たばこ」が9件で最も多く、次いで「その他」が8件、「こんろ」の5件などが上位を占めています。

ほかに、「電灯・電話等の配線、たき火、焼却炉、ストーブ、配線器具、溶接機・溶断機、火入れ、放火、放火の疑い」などにより発生している状況です。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで放火防止対策に取り組む必要があります。

放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない。整理整頓し死角を作らない。」ことを心がけるとともに、ゴミは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくるのが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理が必要です。

自治会などで積極的に話合いの場を持ち、放火対策に取り組みましょう。

(2) 住宅防火対策

ア 「たばこ」による火災は、吸いがらをごみ袋やごみ箱に捨てたためごみに着火したもの、灰皿で消したつもりでその場を離れたものから火災に至ったものです。たばこを吸う場合は、灰皿に水を張り、確実にたばこの火を消しましょう。消したつもりでも火種が残っていることがあります。就寝前や出かける前にもう一度確認しましょう。

また、布団などの素材は、たばこの小さな火種でも着火しやすく、眠ってしまうと火災に気付くのが遅れ、気付いた時には一酸化炭素中毒で動けなくなってしまうなど命の危険があるため、寝たばこは絶対にやめましょう。

- イ 「こんろ」による火災は、電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ったものです。「ちょっとくらいなら大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときはその場を絶対離れないようにする。どうしても離れなければならないときは、必ず火を消してからその場を離れるようにしましょう。
- ウ 電気機器は、私たちの生活を快適なものにしていますが、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。電気配線は、重い物の下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる。」②「119番で通報する。」③「初期消火を行い消す。」④「危険を感じたら避難をする。」⑤「戸を閉める」ことが大切です。以上の行動の習熟を図るとともに、事業所や自治会などに対して、より実践的な発災対応型訓練の普及を行います。

(2) 防火意識の高揚

- ア たき火火災の撲滅のため、これからも継続して強風時、空気乾燥時、放置など危険と判断されるたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- イ 地域、事業所、学校等の講習会などマスメディア、広報紙及び予防広報事業を通し住民への予防啓発活動を行います。また、幼年期から火災の恐ろしさを防火指導や消防訓練を通して教えることで防火意識を育てます。

(3) 住宅防火の推進

全国的に住宅火災による死傷者が増えており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ火災予防は家庭からを基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくすため、当組合管内でも平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。平成28年6月に実施した調査では、設置率85%という結果であり、今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の不当販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求したりし、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

○ 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ① 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- ② 「法律が変わったので設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。
- ③ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

○ 事業所に対する点検の場合

- ① 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- ② 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ③ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- ④ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

※ トラブル防止のポイント

- ① 身分証明書等を見せてもらう。
- ② あやしいと思ったらはっきりとその場で断る。サインや押印はしない。
- ③ 相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察へ通報する。

1 火災概況

平成28年と平成27年の比較

区 分		単 位	平成28年	平成27年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	37	38	△ 1
	建 物		25	25	0
	林 野		0	0	0
	車 両	件	3	3	0
	船 舶 そ の 他		0 9	0 10	0 △ 1
焼 損 棟 数		棟	48	40	8
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	1,299	8,098	△ 6,799
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	97	109	△ 12
林 野 焼 損 面 積		a	0	0	0
り 災 世 帯 数		世帯	20	16	4
り 災 人 員		人	43	41	2
損 害 額		千円	42,439	405,550	△ 363,111
死 者			3	3	0
負 傷 者		人	4	5	△ 1
月 平 均	出 火 件 数	件	3.1	3.2	△ 0.1
	焼 損 棟 数	棟	4.0	3.3	0.7
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	108.3	674.9	△ 566.6
	り 災 世 帯 数	世帯	1.7	1.3	0.4
	り 災 人 員	人	3.6	3.4	0.2
損 害 額		千円	3,537	33,796	△ 30,259
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	1,147	10,672	△ 9,525
人 口		人	142,864	144,611	△ 1,747
世 帯 数		世帯	53,899	53,900	△ 1
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			2.6	2.6	0.0

※人口および世帯数は、4月1日現在

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別					焼損棟数								焼損面積			
		建物	林野	車両	船舶	その他	火元				類焼				建物 (m ²)		林野 (a)	
							全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積		
1月	4	4						1	3								1	
2月	4	4					4			1		4	1	476		59		
3月	4	1				3	1							22				
4月	3	3					2		1	3		1	3	323		8		
5月	3	1				2		1						33				
6月																		
7月	2			2														
8月	4	2				2			1	1				45				
9月	4	3		1						3								
10月	2					2												
11月	4	4					3			1	2		2	298		11		
12月	3	3					1			2			1	102		18		
計	37	25		3		9	11	1	3	10	6		8	1,299		97		

平成27年	38	25		3		10	5	4	3	13			8	7	8,098		109		
-------	----	----	--	---	--	----	---	---	---	----	--	--	---	---	-------	--	-----	--	--

〈その2〉

り災世帯			死傷者		損害額 (千円)						
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	の
				者			物				他
		3			36	2	34				
3		3	3		11,168	10,475	693				
					225	49	160				16
1	1			3	5,482	5,100	382				
1					2,894	584	1,485				825
					41				41		
1		1			6,300	6,235	65				
		3			713		13		500		200
					8						8
1		2		1	13,658	12,497	990		90		81
					1,914	984	816				114
7	1	12	3	4	42,439	35,926	4,638		631		1,244

2		14	3	5	405,550	196,776	203,079		1,855		3,840
---	--	----	---	---	---------	---------	---------	--	-------	--	-------

3 目で見える火災統計

年間37件の火災が発生

建物火災は25件(68%)
うち住宅火災は17件(68%)

出火原因の上位は

たばこ	9件
こんろ	5件



20世帯43人焼け出される

死者3人 負傷者4人



65歳以上の方は火の取り扱いに注意！
火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す

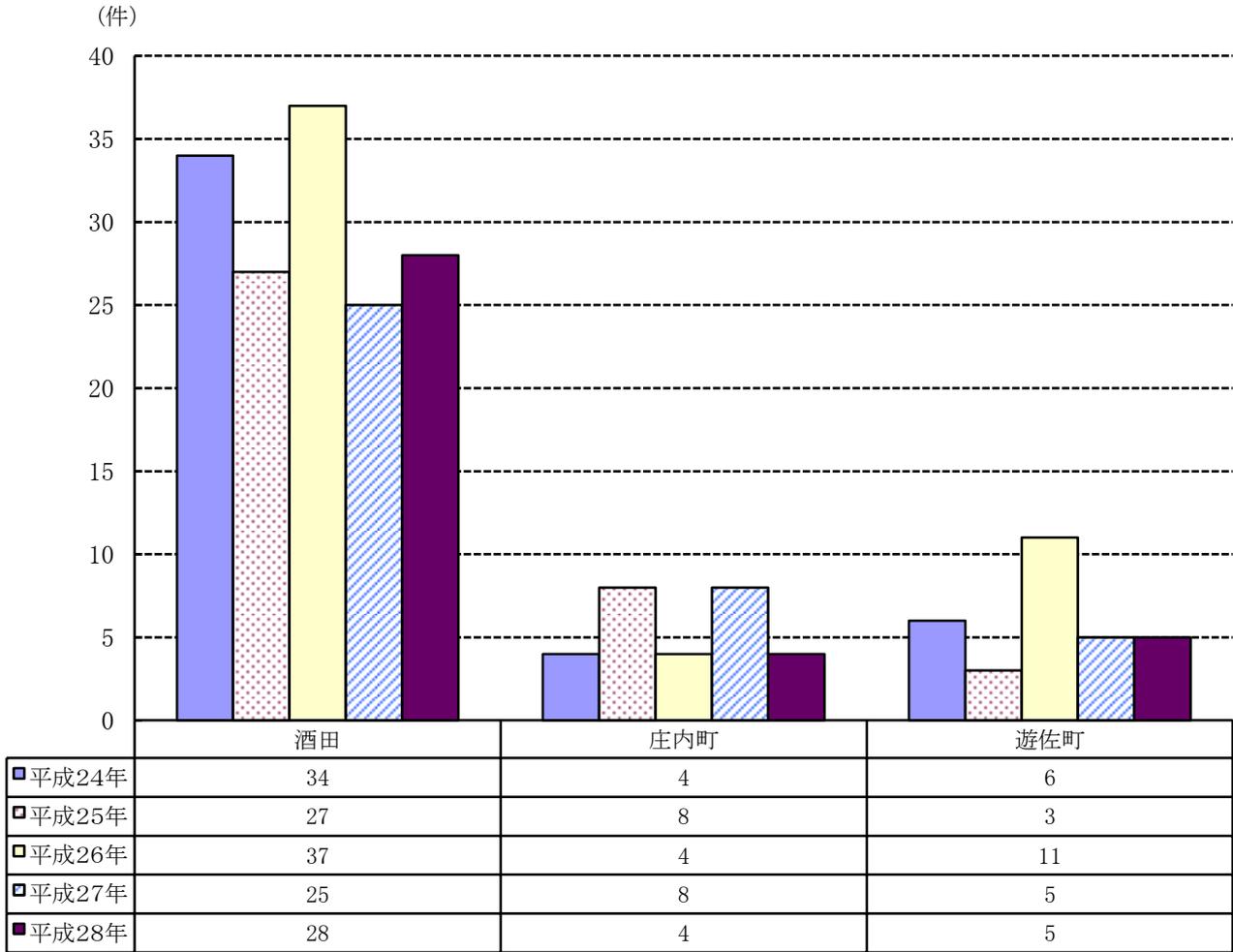
4, 243万7千円の財産が灰に
火災1件につき114万7千円



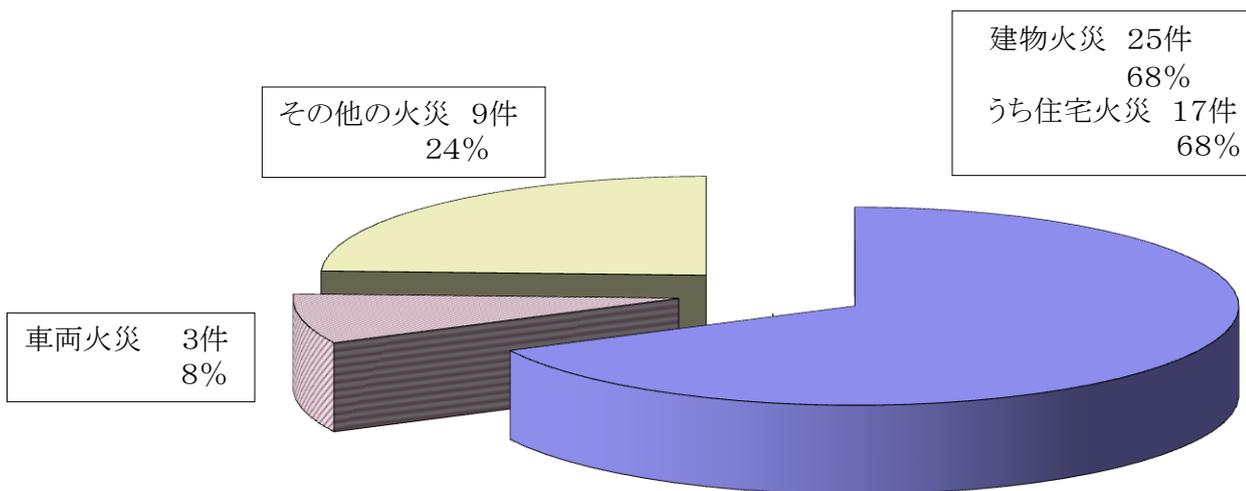
4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別					焼損棟数					焼損床面積		り災世帯数				死傷者		損害額（千円）									
	計	建物	林野	車両	船舶	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m ²)		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	その他	合計
												床面積	表面積															
酒田市	28	22		2		4	43	14	1	10	18	1,030	96		18	6	1	11	38	2	4	32,311	4,264				207	36,913
庄内町	4	1		1		2	1	1				183			1	1			2	1		3,049	363				1,037	4,949
遊佐町	5	2				3	4	2		1	1	86	1		1			1	3			566	11					577
計	37	25		3		9	48	17	1	11	19	1,299	97		20	7	1	12	43	3	4	35,926	4,638				1,244	42,439

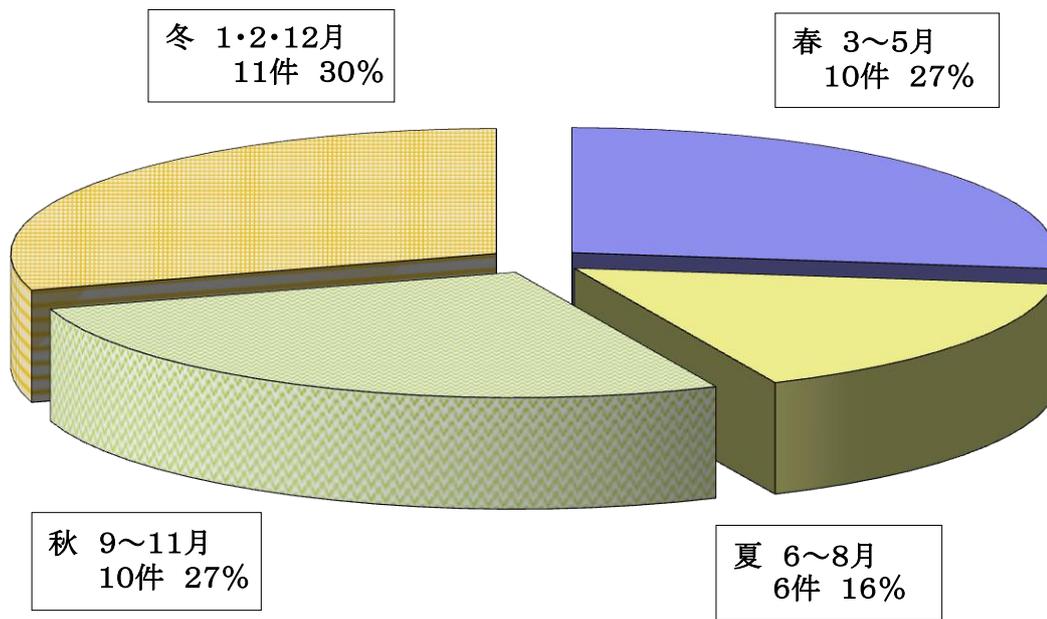
5 市町別火災件数の推移



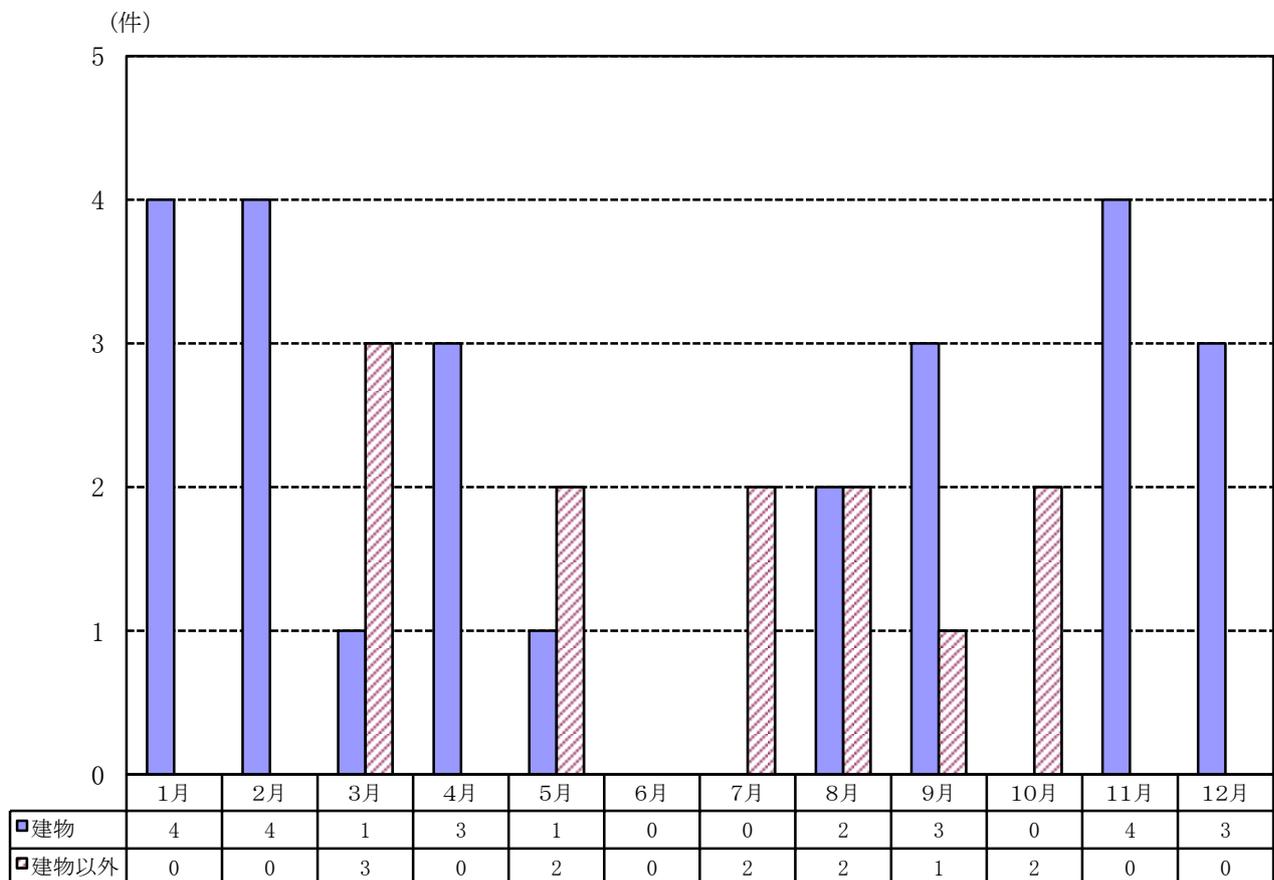
6 火災種別出火件数



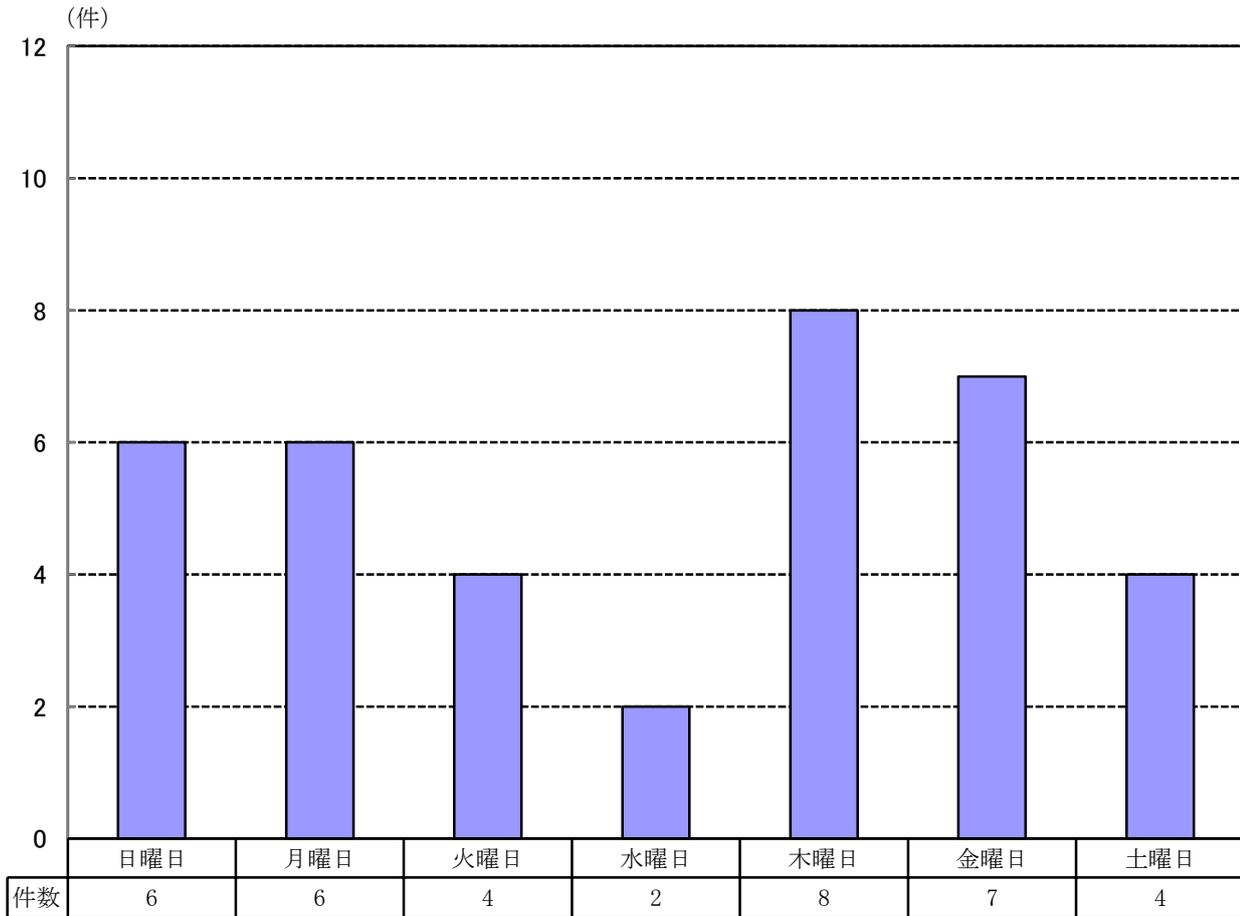
7 四季別火災件数



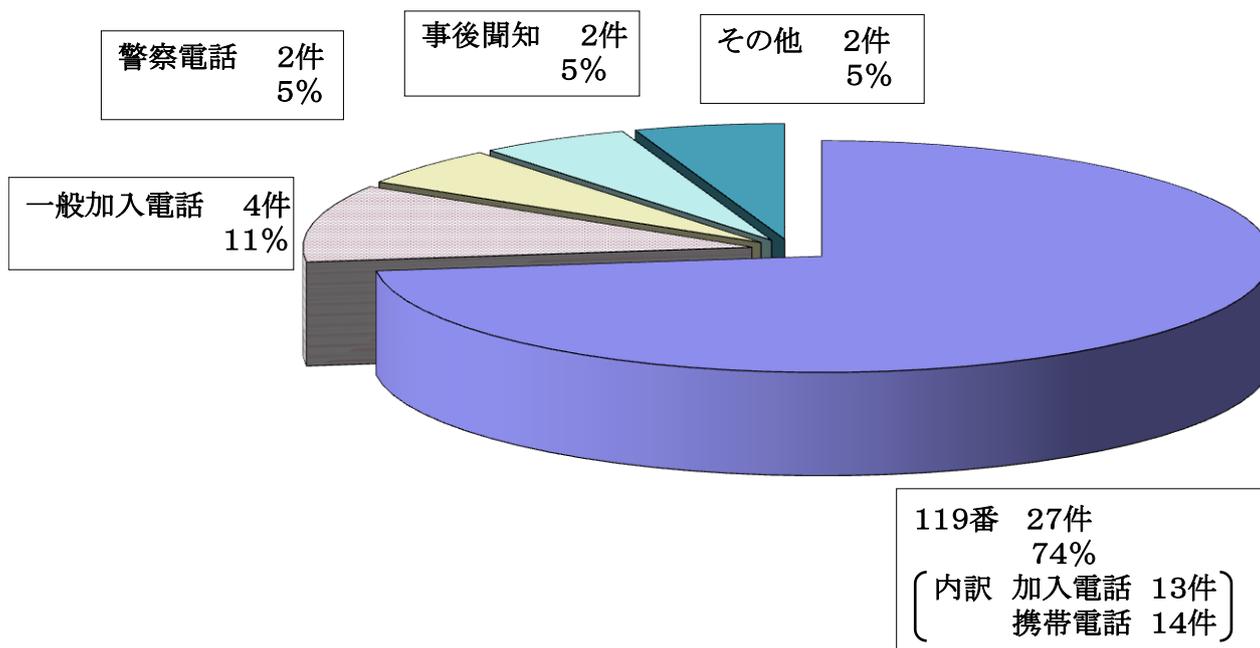
8 月別火災件数



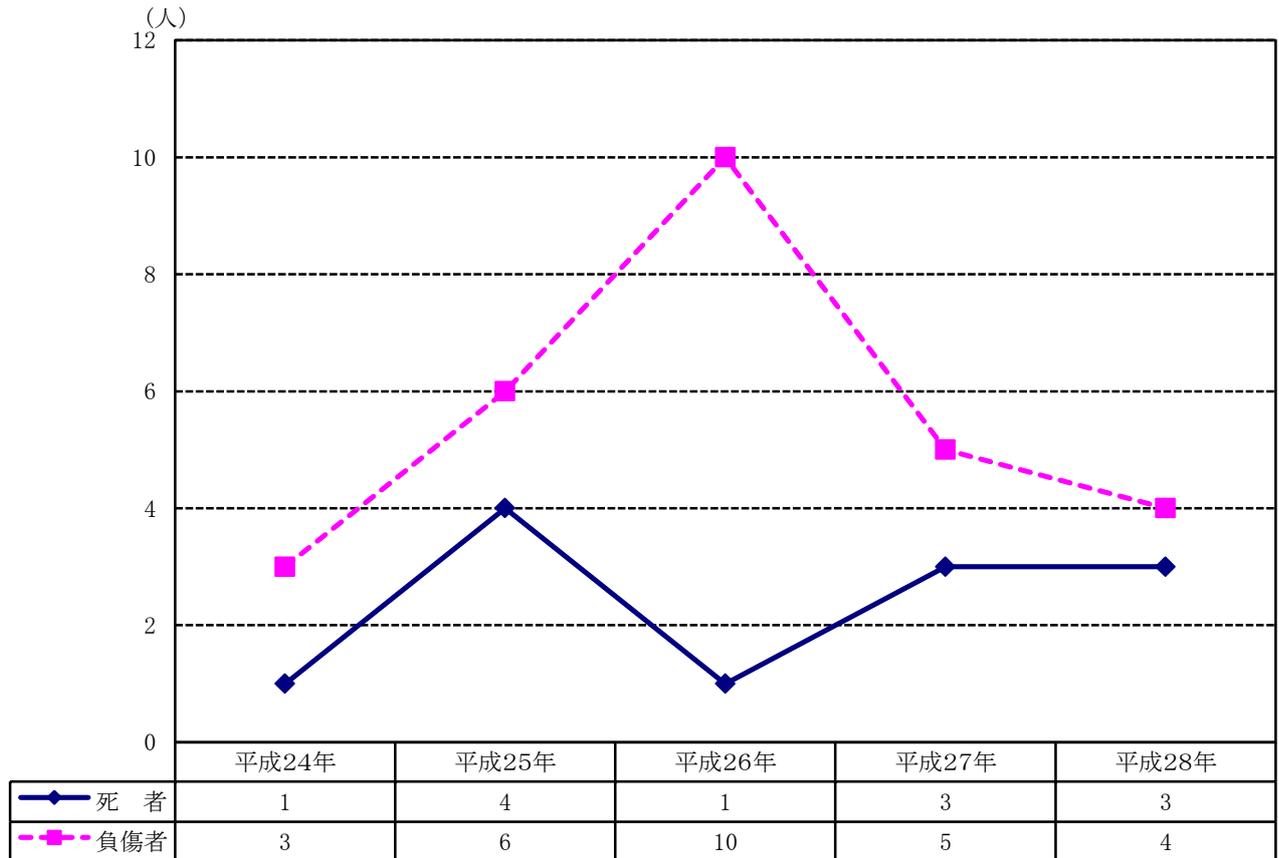
9 曜日別火災件数



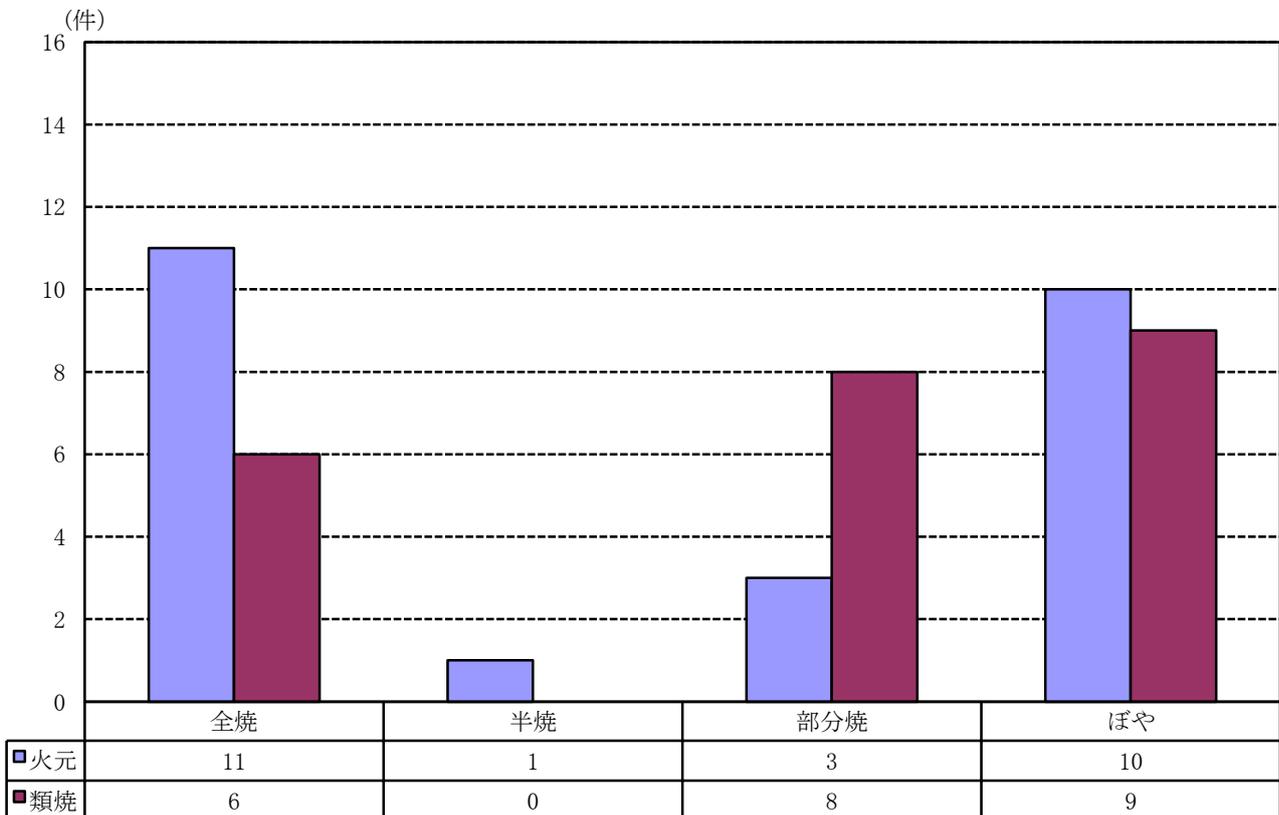
10 覚知方法別火災件数



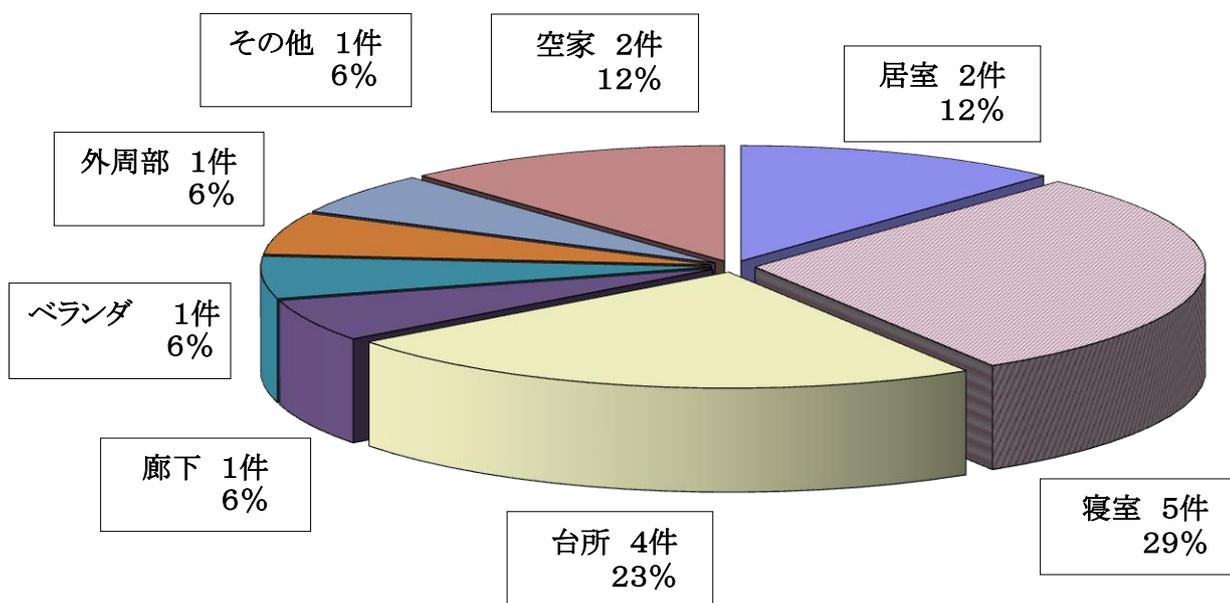
11 死傷者の推移



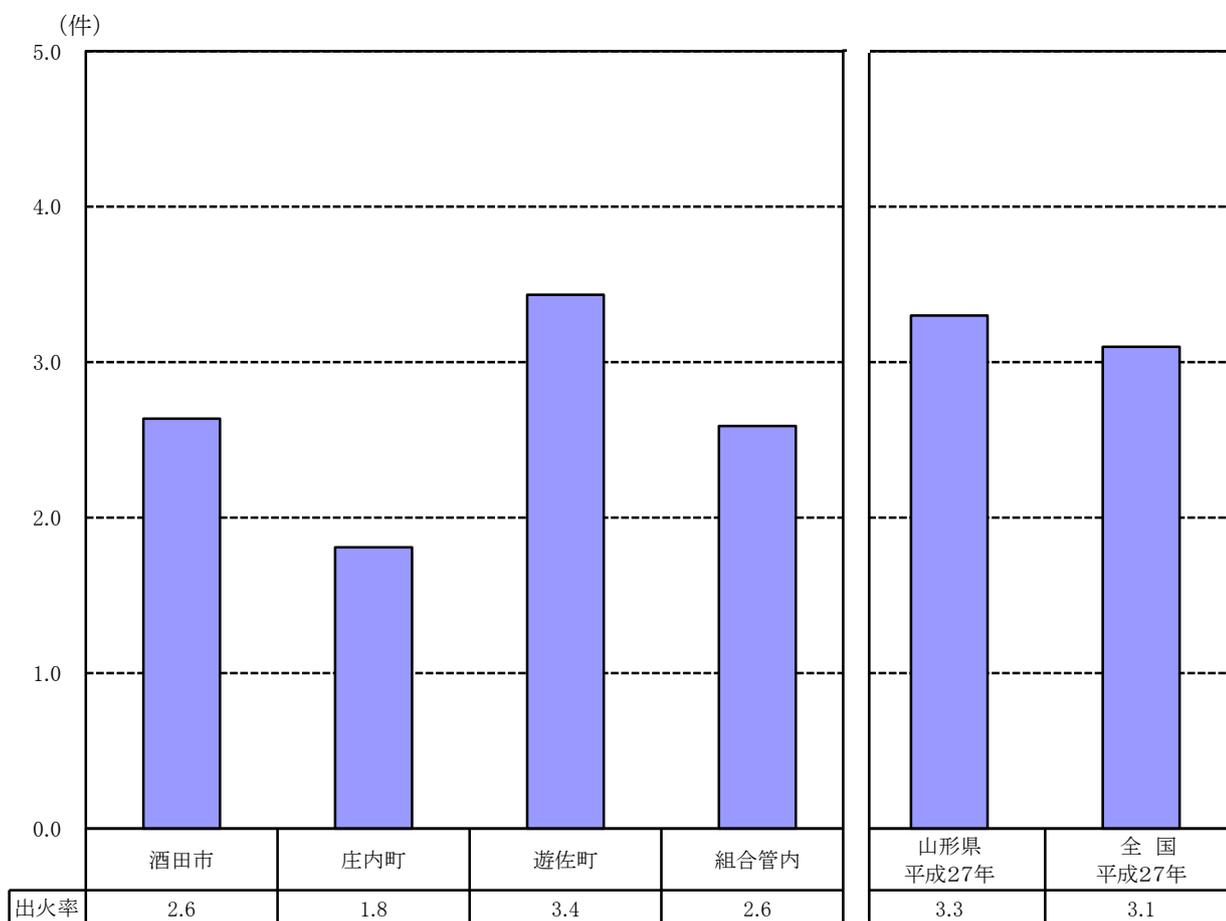
12 建物火災の焼損程度



13 住宅火災の出火箇所の状況

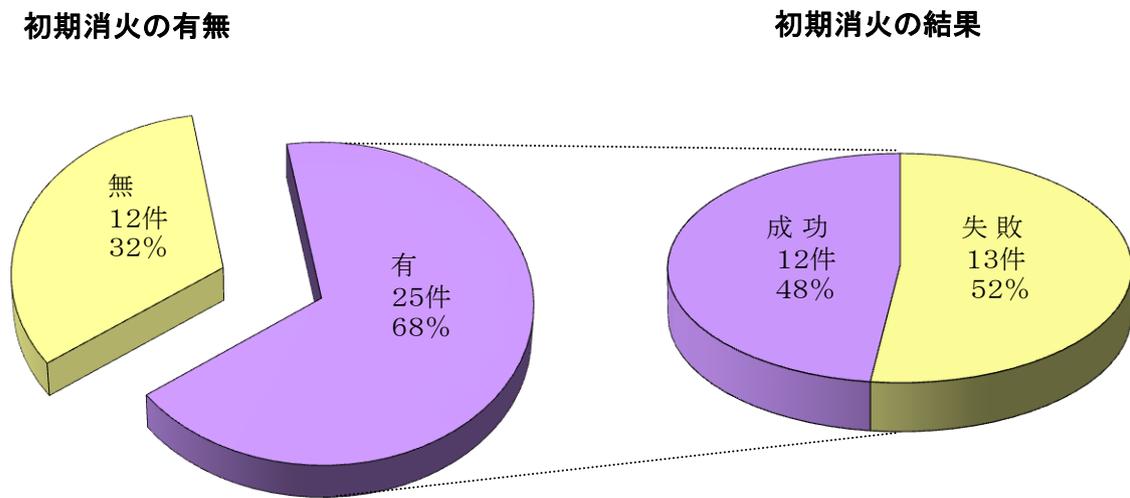


14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)

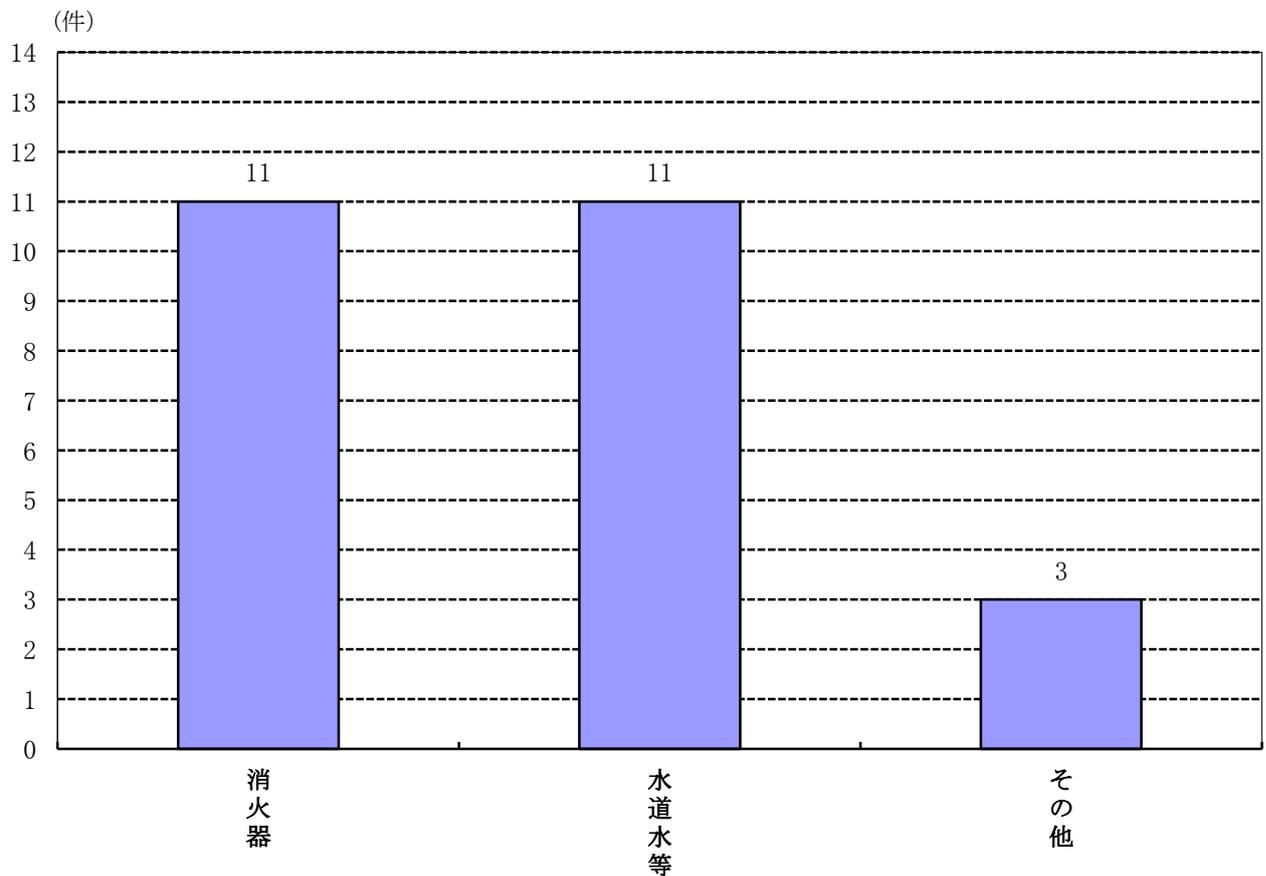


15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況



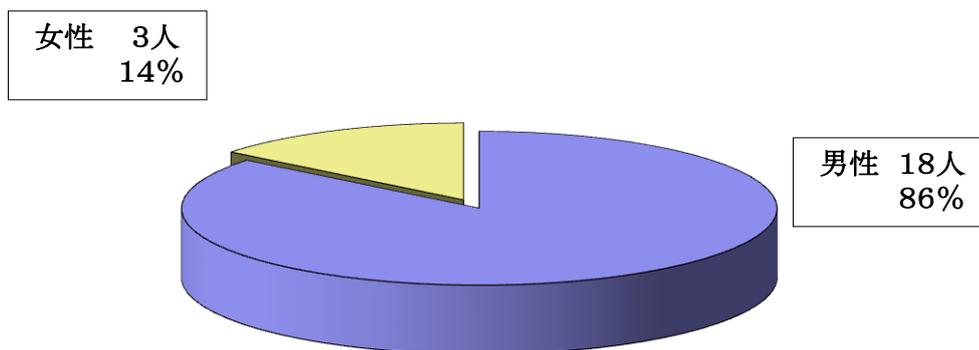
(2) 初期消火器具等の使用状況



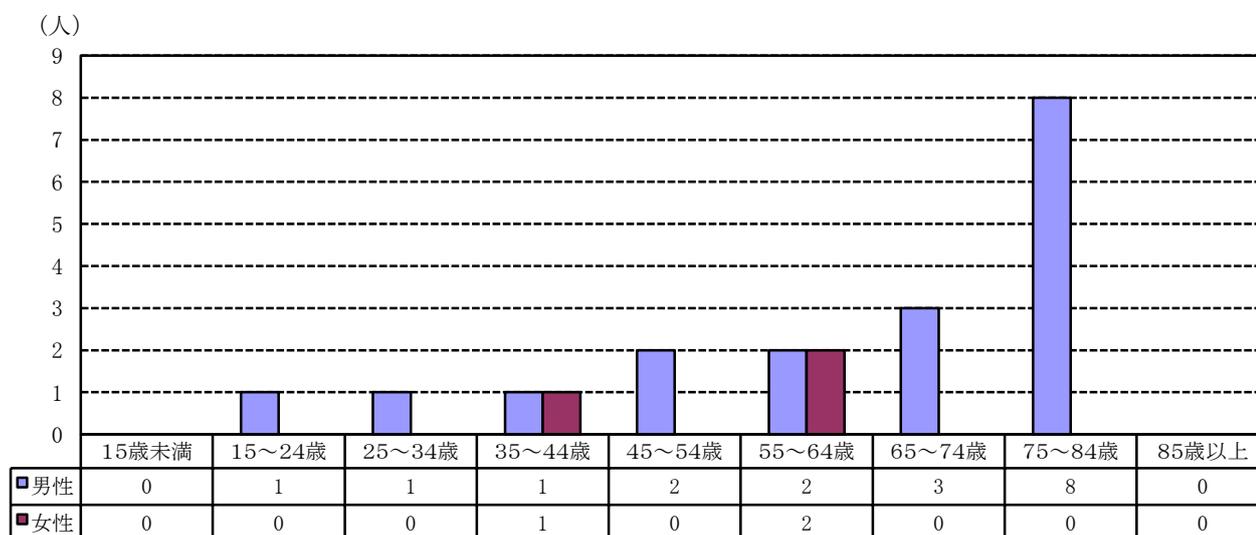
16 出火行為者の状況

出火行為者 21人

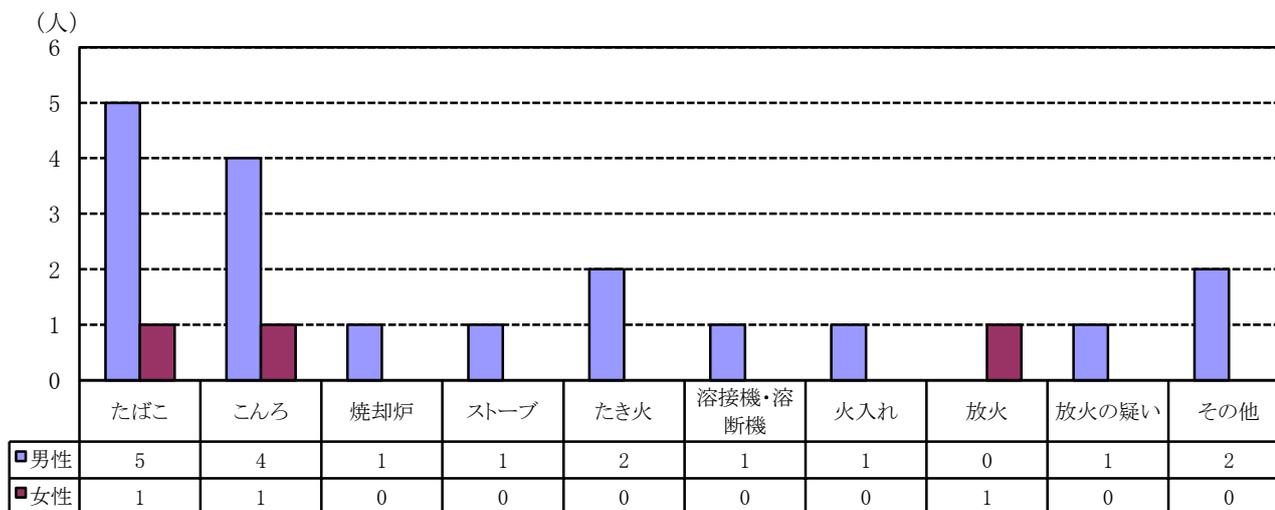
(1) 性別



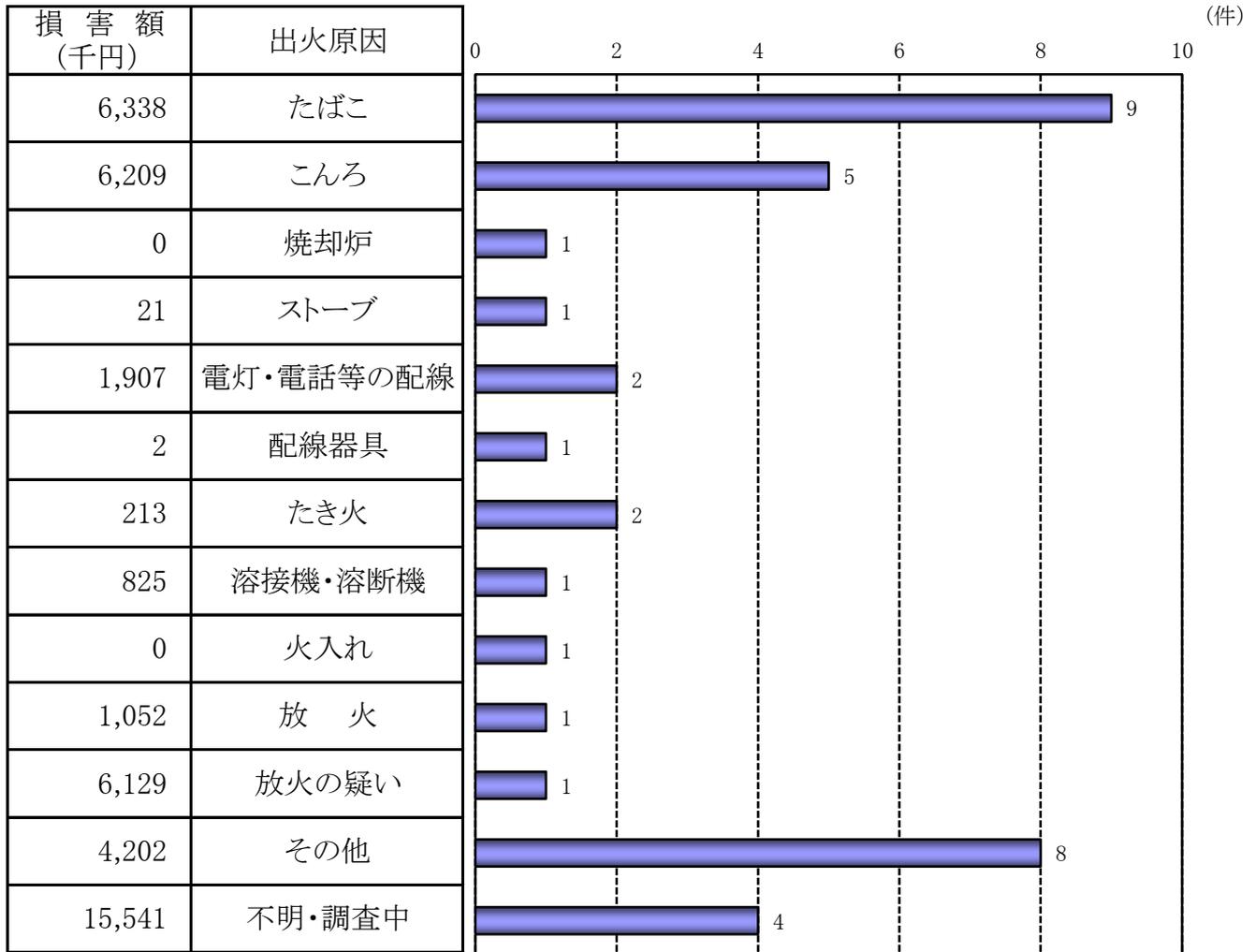
(2) 年齢別



(3) 原因別



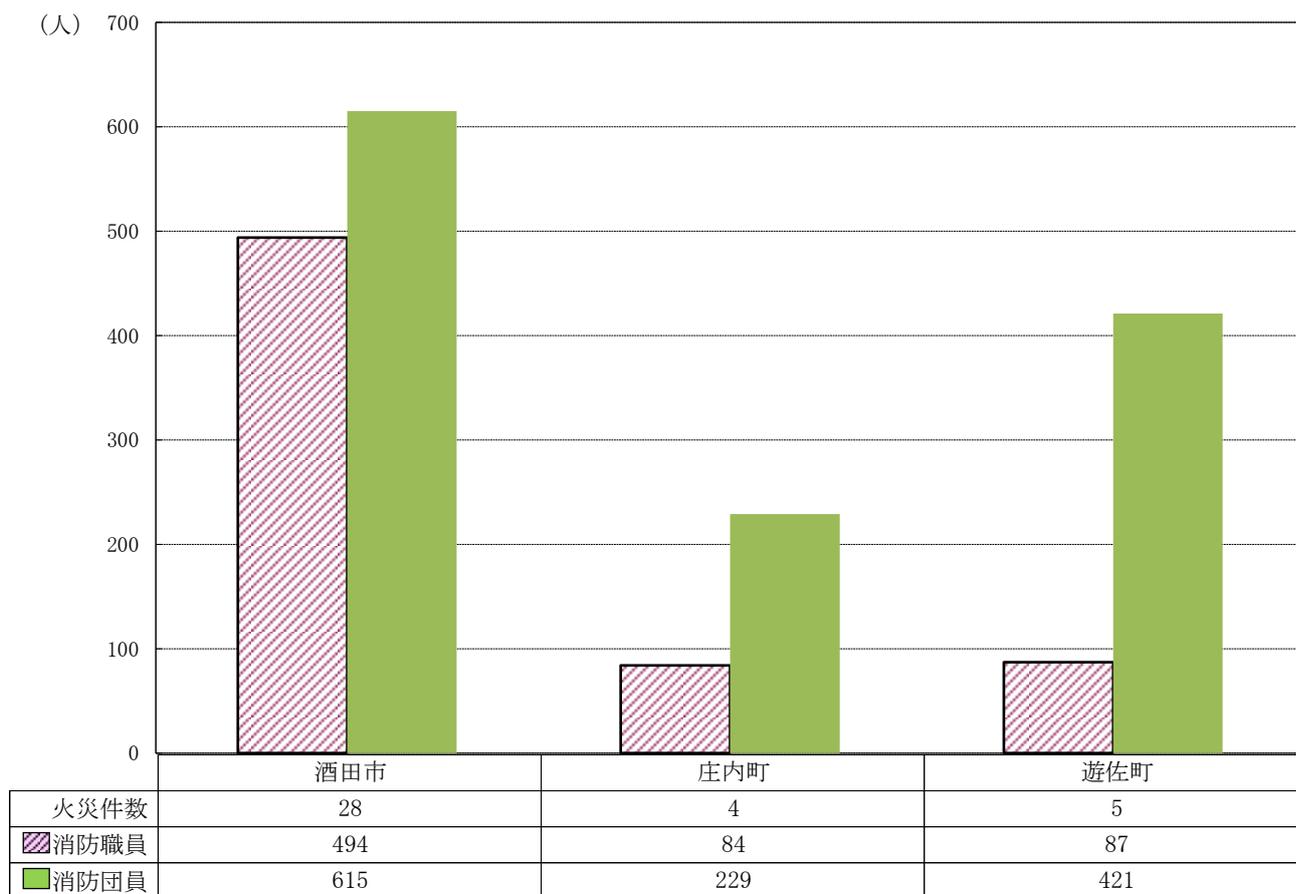
17 出火原因と損害額の状況



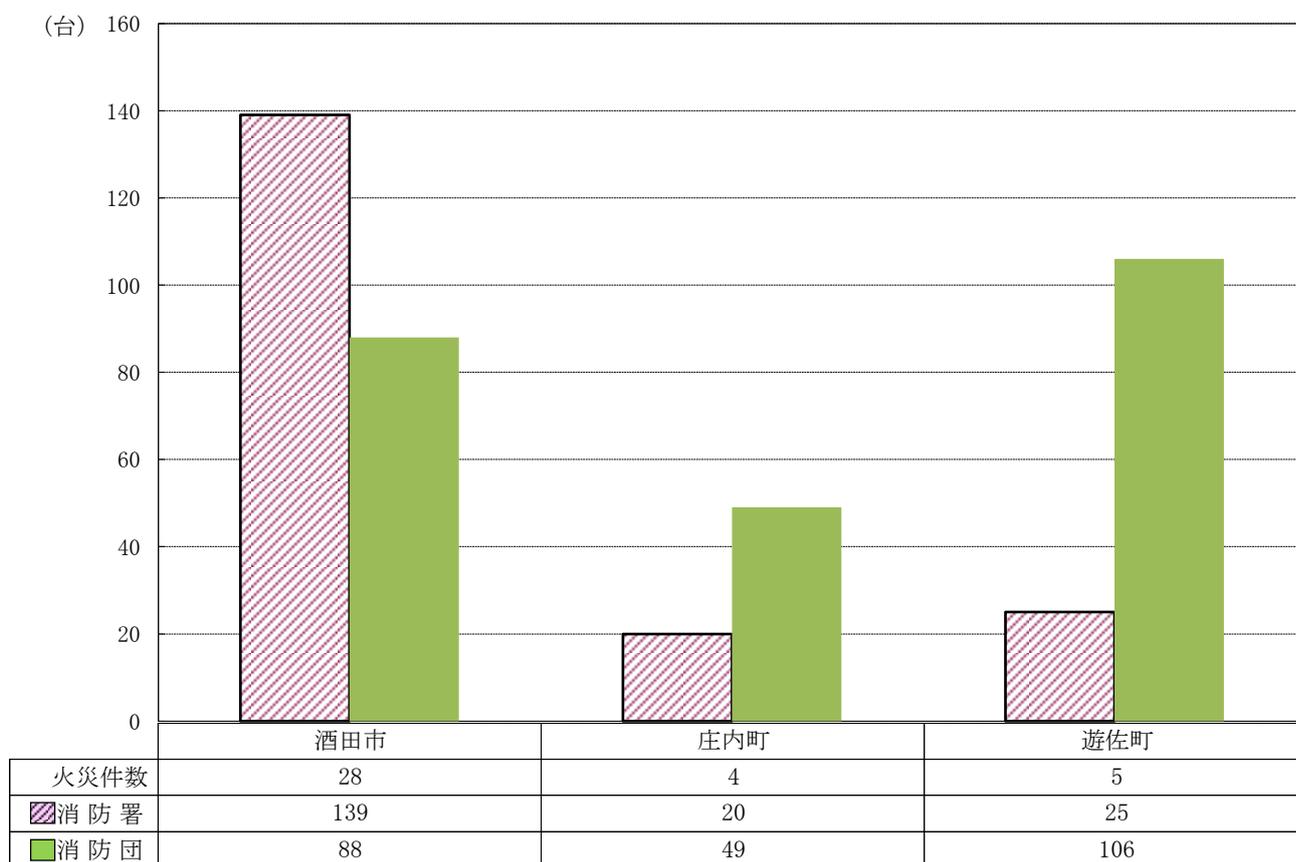
18 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

発生 月日	出火 時刻	発生 場所	用途	出 火 原 因	焼 損 床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	死 者	負 傷 者	
平成28年は該当なし												

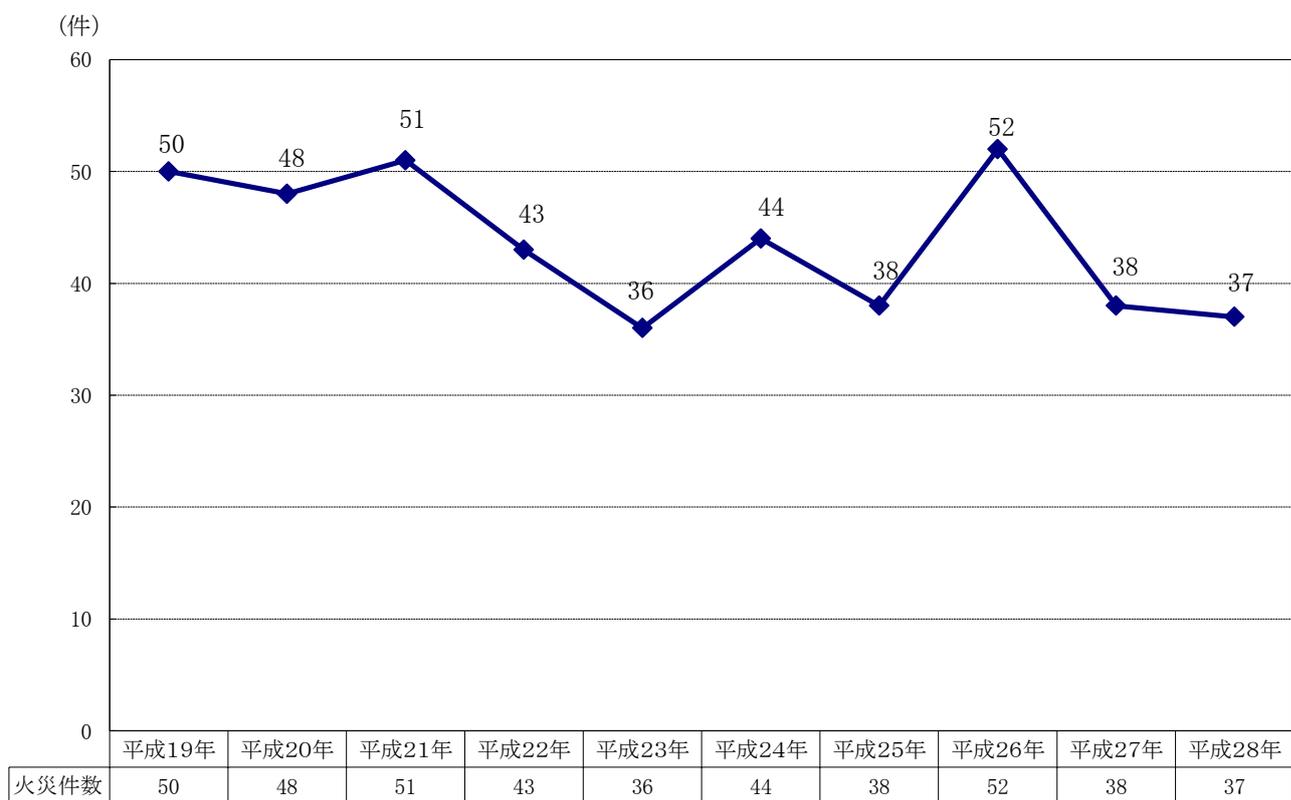
19 火災出動人員の状況



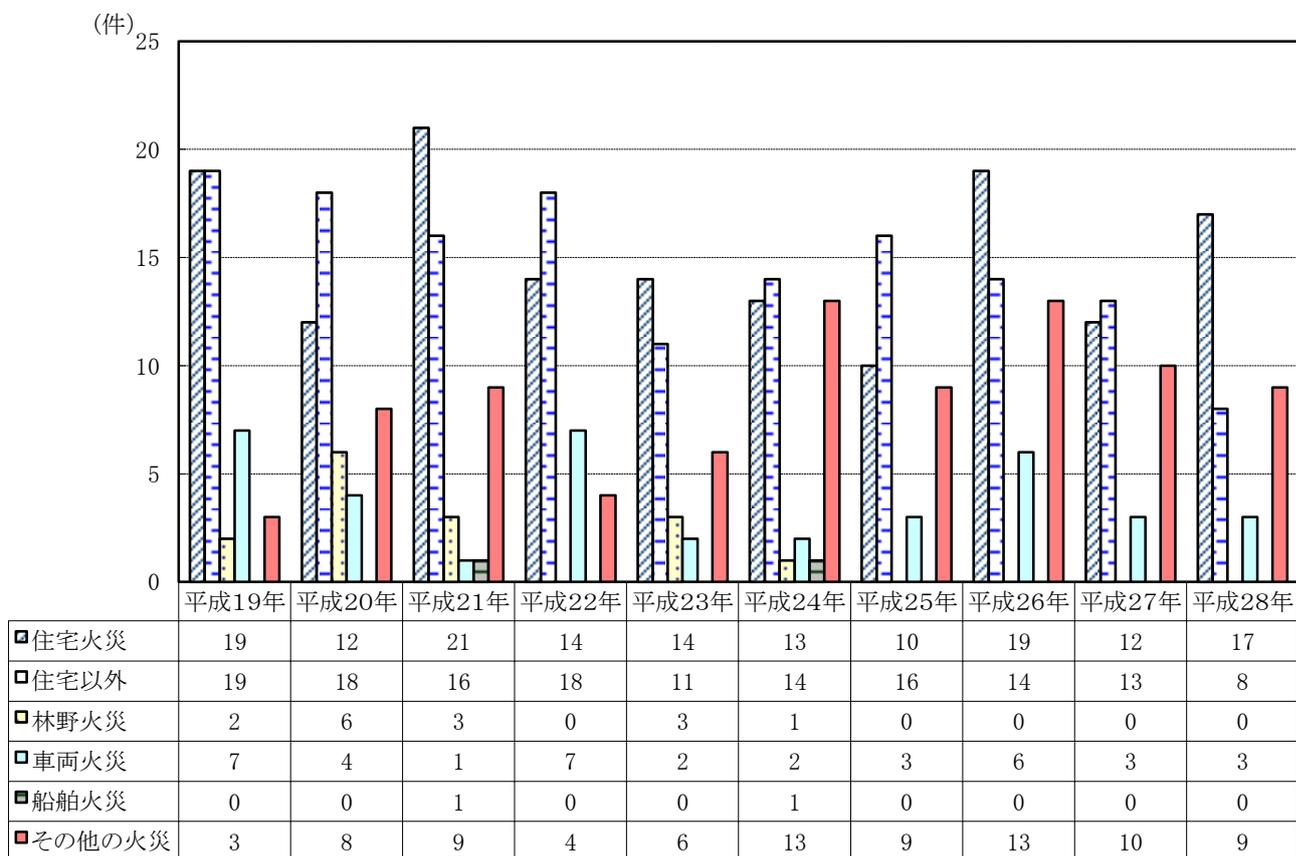
20 火災出動車両の状況



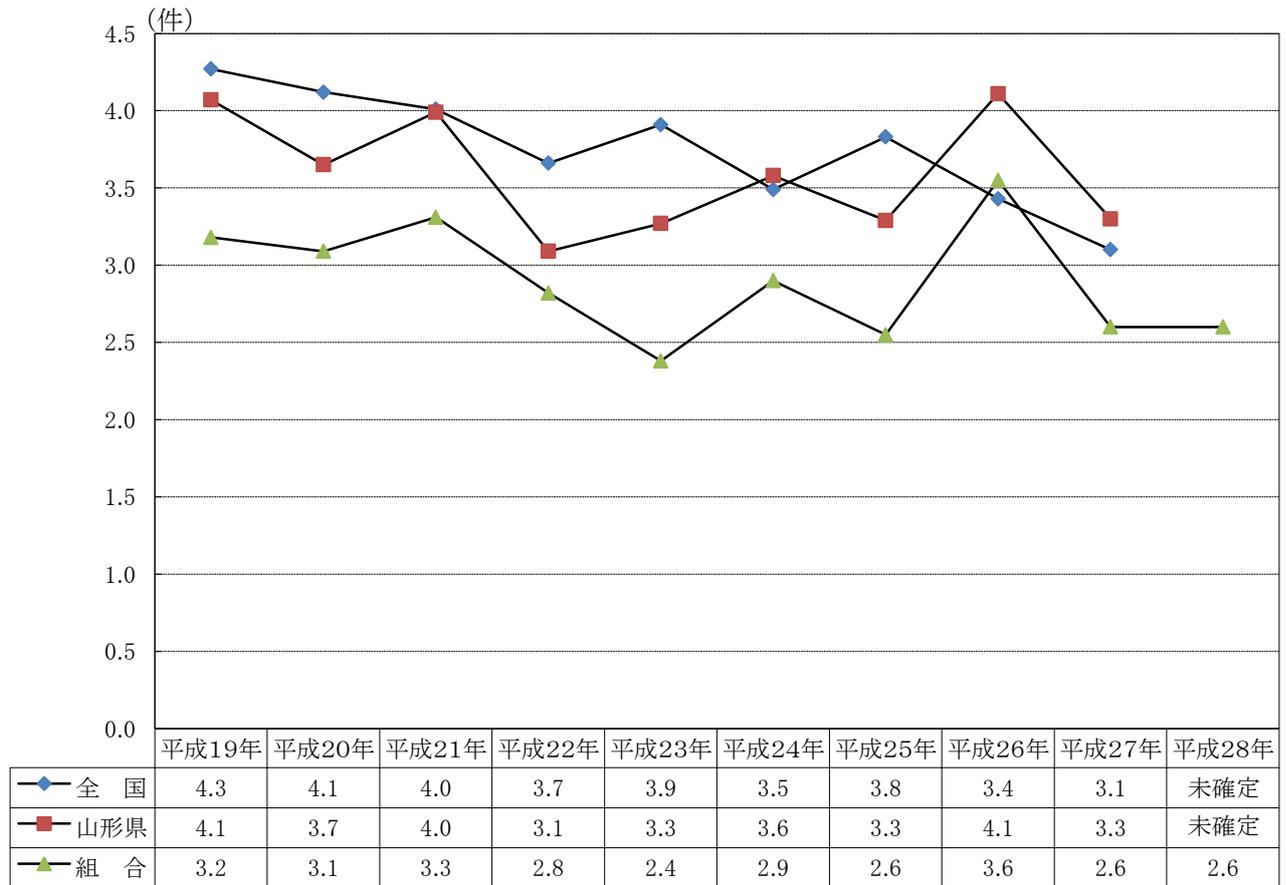
21 火災件数の推移



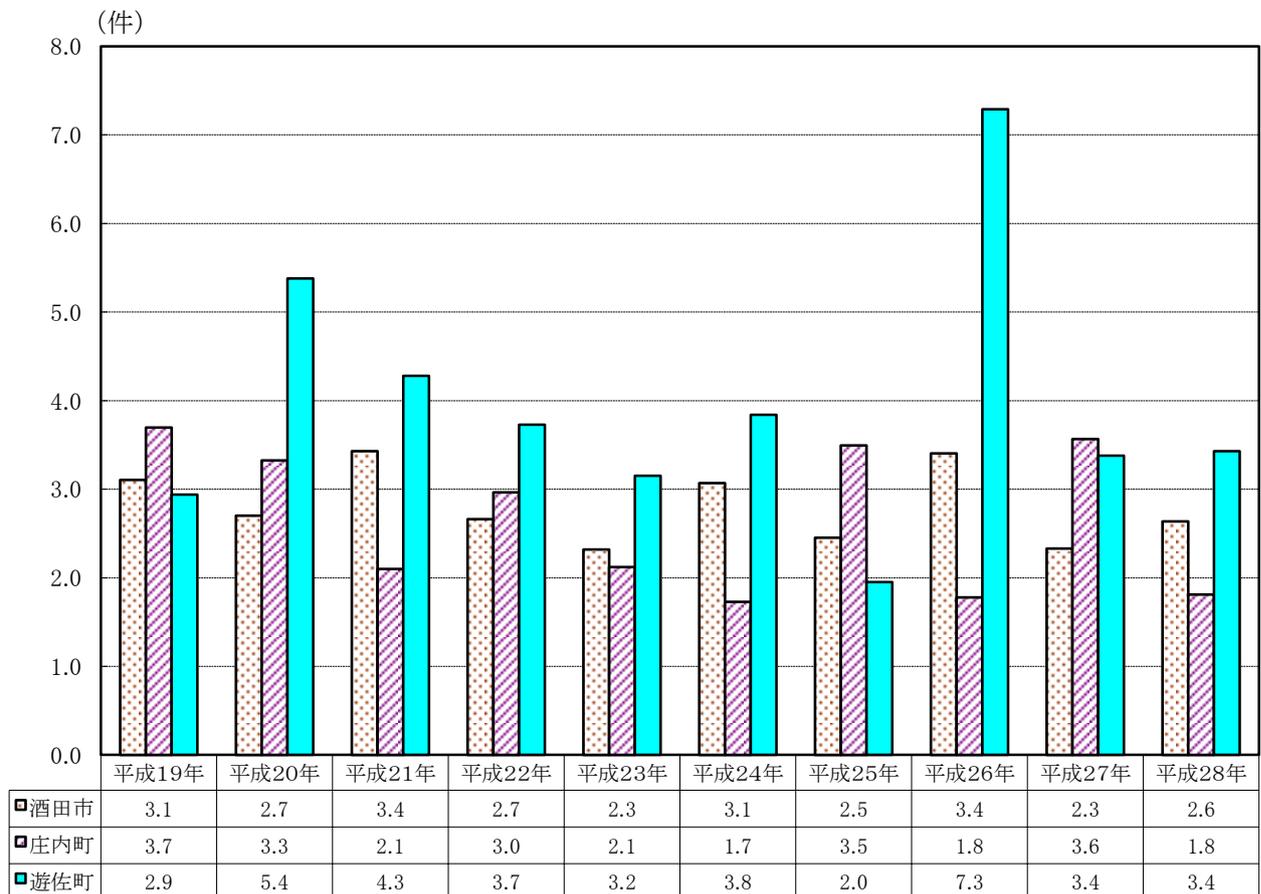
22 火災種別の推移



23 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



24 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。



備えよう

住宅用

火災警報器